

センターの相談受付について

障害のある方や家族の方、支援者からの幅広い相談をお受けし、障害福祉サービスや地域の資源等を利用するためのお手伝いをします。また、障害のある方が自らの権利を守り、地域での生活を継続できるよう、他の専門機関と一緒にサポートします。手帳や診断の有無は問いません。障害に関してどこに相談していいかわからない時は、当センターにご相談ください。

職員配置

- ・センター長
1名
- ・相談支援専門員
2名
- ・保健師
1名

有資格

- ・相談支援専門員
(主任含む)
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・介護福祉士
- ・保健師
- ・看護師 等

相談方法

電話・FAX・メール・来所・訪問等ご希望にあわせて対応いたします。
一度ご連絡ください。

[相談時間] 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。)

TEL ▶ 0763-33-6252

FAX ▶ 0763-33-6275

MAIL ▶ info@t-k-kan.com

所在地 ▶ 〒939-1386
富山県砺波市幸町1-7
(富山県砺波総合庁舎内1階)

まずはお気軽に
お問い合わせ
ください。



安心して暮らせる地域をつくる。

障害や病気があっても安心して暮らせる、
支え合う地域づくりをサポートいたします。



砺波市・小矢部市・南砺市
砺波圏域障害者基幹相談支援センター

障害や病気があっても地域で安心して暮らせるように、相談等の業務を総合的・専門的に行うとともに、研修会や事例検討会の開催などを通じた地域の支援力の向上、生活を支えるための地域のネットワークづくり及び地域全体で障害児者を支えあう地域づくりを目指します。

砺波圏域障害者基幹相談支援センターの役割

Mission



総合的・専門的な相談支援

- 相談先等が分からない相談、複数の問題が絡み合った相談を障害の種別に関わらず総合的に受け付けます。
- 相談支援専門員等の資格を有する者を配置して専門的に支援します。
- 相談者と一緒に解決方法を検討し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政につなぎます。



地域の支援体制の強化

- 圏域内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する助言や研修会等の開催を通して地域の支援力向上を目指します。
- 砺波地域障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)と連携して地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図ります。
- センターのホームページにより、障害福祉サービスの紹介や圏域内のサービス事業所等の情報を提供します。



地域移行・地域定着の促進

- 施設や病院から退所・退院し、地域で暮らしたいという人の相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援します。
- 障害児者の地域での生活を支えるための体制整備を協議会の運営、地域生活支援拠点等の整備の促進及び運営の充実等に協力し行います。
- 入院患者、施設等入所者及び看護師、生活支援員等の従事者を対象に、地域での生活を理解してもらう研修会を実施し、地域移行、地域定着の普及啓発を行います。



権利擁護・虐待防止に関する啓発

- 障害者や家族からの権利侵害などの相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援します。
- 協議会と連携し、圏域内の権利侵害・虐待の現状把握及び権利擁護、虐待防止の普及啓発を行います。



砺波地域障害者自立支援協議会への参加・協力

- 運営会議の庶務として、協議会の円滑で効率的な運営に協力します。
- 相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会を運営し、地域課題等を協議会へ報告します。
- 協議会の協議内容、部会等の活動内容及び部会の作成した情報をセンターのホームページで公開します。



地域生活支援拠点等の整備促進・運営充実

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、その地域生活を支援する地域生活支援拠点等に関して、整備運営に関するガイドラインの作成及びサービス事業所等への説明などに協力し、整備の促進及び運営の充実を図ります。

基幹相談支援センターとは？

障害者総合支援法第77条の2に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とすると規定されます。

- 1 障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業
- 2 市町村が行うとされている障害者等への相談支援の業務
- 3 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- 4 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

なお、3 4 は、令和6年4月施行の改正障害者総合支援法に規定されます。

砺波圏域障害者基幹相談支援センター Q&A

Q1. センターは何をしてしてくれますか？

障害のある方及び家族の方の困りごとや悩みなどの相談を受け付け、その解決に向けての助言や専門の事業所を紹介または連携してサポートいたします。

Q2. 行政の機関ですか？

はい、砺波市、小矢部市、南砺市が共同で設置した行政の機関です。ただし、三市より委託を受けて「社会福祉法人 湊明会」が運営しています。

Q3. サービス等利用計画は作ってもらえますか？

サービス等利用計画を作成することはできませんが、作成をご希望の場合は作成可能な相談支援事業所をご紹介します。

センターホームページについて

<https://t-k-kan.com/>



次の情報を提供していますので、ご活用ください。

- 1 障害福祉サービスの紹介
- 2 圏域内の障害福祉サービス事業所の一覧
- 3 協議会の活動
(1)協議内容 (2)部会・連絡会・委員会の活動
(3)部会等が作成した情報
- 4 圏域の地域生活支援拠点等に関する情報
- 5 協議会からのお知らせ
- 6 センターからのお知らせ